宮城県耐震改修促進計画の概要

1 耐震改修促進計画策定の背景

平成7年に阪神・淡路大震災が発生し、新耐震基準より前に建てられた建築物の被害が甚大であったことから、建築物の耐震化を促進することを目的として同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)が制定され、宮城県は平成13年に耐震改修促進計画(以下「計画」という。)を策定しました。

また、平成16年には新潟県中越地震など大地震が頻発したため、地震による死者数と経済的被害額の半減を目標とし、平成18年に耐震改修促進法が改正されました。それを受け平成19年に現在の計画を改めて策定しました。

さらに東日本大震災や南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて,耐震改修促進法の改正(H25.11 施行)や国土強靭化基本法の制定(H25.12施行)を受け,平成26年,平成28年には計画を改定し,計画期間を平成27年度から平成32年度まで延長しました。

今回,計画期間の期限を迎えたことから,国の基本方針を踏まえ,計画期間を令和2年度(平成32年度)から令和7年度まで延長し,目標や施策の見直しを行いました。

2 耐震化の目標

●住宅の耐震化率の現状と目標

区	分	当初計画	前回改定	今回改定			
策定・改2	定年次	平成19年5月	平成28年3月	令和3年3月			
a	標	90%以上	95%以上	95%以上			
		平成27年度末	平成32年度末	令和7年度末			
		74%	84%	92%			
現	状	(75%)	(82%)	(87%)			
		平成15年10月	平成25年10月	平成30年10月			

●耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の現状と目標

区分	現 状 (当初計画)	現 状 (前回改定)	現 状 (今回改定)	目 標 (今回改定)
年 次	平成15年10月	平成25年10月	令和2年4月	
現状・目標	-	-	96% (74%)	概ね解消

()の値は全国値を表す。

3 耐震化促進の課題

(1) 住宅

旧耐震基準で建築された住宅(特に木造戸建て)は、多数存在しているものの対象住宅が十分把握できていないため、その所有者に耐震診断の必要性を十分に伝えられていません。

また、住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める 高齢者世帯の割合は半数を超えると推測され、高額な耐震改修工事に掛かる資金調達の目処が 立たない、後継者がいない等の理由により、耐震改修計画の具体化がされていないことも考え られます。

(2) 多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務付け対象建築物

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断により安全性を確認することが重要ですが、その重要性を所有者が理解していないことも考えられます。

また、耐震診断の結果改修が必要な建物には、東日本大震災の復旧費用や老朽化に伴う改修などに多額の支出をしているものも多く、耐震改修工事に掛かる資金調達の目処が立たない事などを理由に計画が具体化されていないことも考えられます。

4 基本方針

防災対策上、建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保するという、原則に基づき、県及び市町村、並びに、建築関係団体等は、建築物の耐震化が図られるように所有者を支援します。

5 耐震化促進施策

① 住宅

耐震化技術,税制,支援制度,地震保険制度など地震対策に関する情報を,県と市町村がテレビや新聞等の多様な手段で提供することで,所有者等に耐震化の必要性を分かりやすく伝えます。 木造住宅の耐震化を促進するため,県は,市町村が対象住宅の台帳を整備し,所有者に直接,診断や改修の必要性を普及啓発するように支援します。また,県は,耐震診断及び耐震改修に必要な市町村の補助制度を支援する事業を実施します。特に住宅・建築物安全ストック形成事業における最大100万円交付となる総合支援メニューや,みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業における耐震改修と合わせて実施されるリフォーム工事への助成の活用により,耐震改修の促進を図ります。

旧耐震基準の住宅については、築後40年以上経過し、建替の需要が増してきていると考えられることから、県は建替についても助成事業の適用が可能となるよう市町村に働きかけます。また、助成事業が十分活用されるよう、既に適用可能となっている市町村が周知を行うように働きかけます。

② 多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務付け対象建築物

公共建築物は、着実に耐震化が進んでおり、今後も、交付金等を活用し計画的に進めます。 民間建築物は、耐震化が進んでいるものの、まだ耐震性を確認できていない施設が多数存在す るため、所有者に対し耐震診断の促進を図るよう指導・助言を行います。

防災上特に重要な施設等に対し、県は市町村が補助制度を創設できるように支援します。

また,診断の結果,補強が必要な建築物の所有者が,改修計画や施設利用計画等を立案し,段階的に改修等を実施できるよう,指導助言を行います。

6 指導・勧告等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法、建築基準法の規定に基づき、建築物の所有者に対して、指導・助言、指示、公表及び勧告、命令を必要に応じて実施します。

7 多様な主体と連携した体制整備

今後も、さらに多様な主体と連携しながら、複合的課題の解決に向け、産学官一体の「宮城県 建築物等地震対策推進協議会」と協働し耐震化を図ります。

また、県は、市町村の耐震改修促進計画と連携し、きめ細やかな施策を実施します。

8 その他の地震対策

地震時の被害を最小限とするよう次の関連する施策を実施します。

- ① 家具の転倒防止対策に関する情報提供を行います。また、県は、市町村が家具の転倒防止 対策事業等の取り組みを進めるように支援します。
- ② 各種関係団体等とも協力し、リフォーム・リノベーションや住み替え等を契機とした助成制度の活用を周知します。
- ③ 危険なブロック塀等について、実態調査の結果に基づく継続的な改善要請等(フォローアップ)及び小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業等により改善を図っていきます。
- ④ 非構造部材 (天井, 外壁, ガラス等) 及び建築設備の耐震対策を促進します。
- ⑤ 停電等で県と市町村の連絡が取れない場合でも、各市町村が地域の建築関係団体の協力を 受けて速やかに判定を開始できる「地域主動型応急危険度判定等実施体制」の整備を市町村 とともに推進します。
- ⑥ 地域の地震安全対策として、空き家の所有者に対し適正な管理や除却を促していきます。